

条 例 制 定 改 廃 調 書
条例改正に伴う新旧対照表

令和元年

奈良市議会 9 月定例会

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	<p>1. 臨時職員の通勤手当の日額の上限を700円から720円に改定する。(第41条関係)</p> <p>2. 非常勤の職員の通勤手当の日額の上限を700円から720円に改定する。(第42条関係)</p>
3 制定改廃の理由	<p>・消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う運賃改定に準じ、臨時職員及び非常勤の職員の通勤手当の日額の上限を改定するため。</p>		
5 施行期日	公布の日	所管部課	総合政策部 人事課

奈良市一般職の職員の給与に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(臨時又は非常勤の職員の給与)</p> <p>第40条 略</p> <p>第41条 略</p> <p>2 臨時職員の通勤手当の額は、月額にあつては55,000円を、日額にあつては<u>700円</u>をそれぞれ超えない範囲内において、市長が規則で定める。</p> <p>3・4 略</p> <p>第42条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 非常勤の職員の通勤手当の額は、月額にあつては55,000円を、日額にあつては<u>700円</u>をそれぞれ超えない範囲内において、市長が規則で定める。</p> <p>4 略</p>	<p>(臨時又は非常勤の職員の給与)</p> <p>第40条 略</p> <p>第41条 略</p> <p>2 臨時職員の通勤手当の額は、月額にあつては55,000円を、日額にあつては<u>720円</u>をそれぞれ超えない範囲内において、市長が規則で定める。</p> <p>3・4 略</p> <p>第42条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 非常勤の職員の通勤手当の額は、月額にあつては55,000円を、日額にあつては<u>720円</u>をそれぞれ超えない範囲内において、市長が規則で定める。</p> <p>4 略</p>

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号） 	4 制定改廃の概要	<p>1. 左記の法改正により、会計年度任用職員の給与等に関する条例の新規制定を行う。</p> <p>2. この条例の施行に伴い、次の条例を附則で改正する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 (2) 奈良市職員の育児休業等に関する条例 (3) 奈良市一般職の職員の給与に関する条例
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の法改正により、会計年度任用職員制度を導入するため、条例の整備を行うものである。 		
5 施行期日	令和2年4月1日	所管部課	総合政策部 人事課

奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 新旧対照表 (附則第3項による改正)

現行	改正案
<p>(非専門的任期付職員の給与の特例)</p> <p>第6条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>第6条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>3 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第16条の4第2項第2号及び第40条の規定の適用については、給与条例第16条の4第2項第2号中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成24年奈良市条例第9号)第2条の3の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)」と、給与条例第40条中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」とする。</p> <p>4 略</p>	<p>(非専門的任期付職員の給与の特例)</p> <p>第6条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>第6条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>3 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第16条の4第2項第2号_____の規定の適用については、給与条例第16条の4第2項第2号中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成24年奈良市条例第9号)第2条の3の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)」とする。</p> <p>4 略</p>

奈良市職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表 (附則第4項による改正)

現行	改正案
<p>(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての給与の特例)</p> <p>第17条の3 略</p> <p>第17条の4 略</p> <p>2 短時間勤務職員に対する奈良市一般職の職員の給与に関する条例第16条の4第2項第2号及び第40条の規定の適用については、同条例第16条の4第2項第2号中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員（以下「短時間勤務職員」という。）」と、同条例第40条中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「短時間勤務職員」とする。</p> <p>3 略</p>	<p>(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての給与の特例)</p> <p>第17条の3 略</p> <p>第17条の4 略</p> <p>2 短時間勤務職員に対する奈良市一般職の職員の給与に関する条例第16条の4第2項第2号_____の規定の適用については、同条例第16条の4第2項第2号中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員（以下「短時間勤務職員」という。）」 _____とする。</p> <p>3 略</p>

奈良市一般職の職員の給与に関する条例 新旧対照表 (附則第5項による改正)

現行	改正案
<p>第9章 雑則 (教員の給与等)</p>	<p>第9章 雑則 (教員の給与等)</p>
<p>第39条 市費支弁の教員（<u>幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教員を除く。</u>）の給与（教職調整額及び義務教育等教員特別手当を含む。）については、この条例の規定にかかわらず、奈良県が給与を負担する教員の給与の例による。 <u>(臨時又は非常勤の職員の給与)</u></p>	<p>第39条 市費支弁の教員（<u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）並びに幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教員を除く。</u>）の給与（教職調整額及び義務教育等教員特別手当を含む。）については、この条例の規定にかかわらず、奈良県が給与を負担する教員の給与の例による。 <u>(会計年度任用職員の給与)</u></p>
<p>第40条 <u>臨時又は非常勤の職員（再任用短時間勤務職員を除く。以下この条から第42条までにおいて同じ。）には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給与を支給することができる。</u></p> <p>(1) <u>臨時職員 給料、時間外勤務手当及び通勤手当</u></p> <p>(2) <u>非常勤の職員 報酬、割増報酬及びその者の通勤に係る費用の弁償として通勤手当</u></p>	<p>第40条 <u>会計年度任用職員の給与については、この条例の規定にかかわらず、別に条例で定める。</u></p>
<p>第41条 <u>臨時職員の給料の額は、それ以外の職員との権衡を考慮し、月額にあつては300,000円を、日額にあつては22,500円をそれぞれ超えない範囲内において、臨時職員の職務に応じて市長が規則で定める額とする。</u></p>	
<p>2 <u>臨時職員の通勤手当の額は、月額にあつては55,000円を、日額にあつては700円をそれぞれ超えない範囲内において、市長が規則で定める。</u></p>	
<p>3 <u>臨時職員の時間外勤務手当は、定数内職員に準じて市長が規則で定めるところにより支給する。</u></p>	
<p>4 <u>前3項に定めるもののほか、臨時職員の給料等の支給について必要な事項は、市長が規則で定める。</u></p>	
<p>第42条 <u>非常勤の職員の報酬の額は、それ以外の職員との権衡を考慮し、月額にあつては350,000円を、時間額にあつては1,600円をそれぞれ超えない</u></p>	

現行	改正案
<p><u>範囲内において、非常勤の職員の職務等に応じて市長が定める。</u></p> <p>2 <u>非常勤の職員が、あらかじめ割り振られた勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、当該勤務をしたときは、規則で定めるところにより割増報酬を支給する。</u></p> <p>3 <u>非常勤の職員の通勤手当の額は、月額にあつては55,000円を、日額にあつては700円をそれぞれ超えない範囲内において、市長が規則で定める。</u></p> <p>4 <u>前3項に定めるもののほか、非常勤の職員の報酬、割増報酬及び通勤手当の支給について必要な事項は、市長が規則で定める。</u></p> <p>(この条例施行の細目)</p> <p>第43条 略</p>	<p>(この条例施行の細目)</p> <p>第41条 略</p>

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号。以下「改正法」という。） 	4 制定改廃の概要	1. 改正法の施行に伴い、関連条例について会計年度任用職員制度の導入に関する所要の規定の整備を行う。
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> 改正法の施行に伴い、会計年度任用職員制度の導入に向けた必要な改正を行うため。 		
5 施行期日	令和2年4月1日	所管部課	総合政策部 人事課

外国の地方公共団体の機関等に派遣される奈良市職員の処遇等に関する条例 新旧対照表（第2条による改正）

現行	改正案
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条第1項</u>に規定する条件付採用になっている職員（市長が規則で定める職員を除く。）</p> <p>(4)・(5) 略</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条_____</u>に規定する条件付採用になっている職員（市長が規則で定める職員を除く。）</p> <p>(4)・(5) 略</p>

公益的法人等への奈良市職員の派遣等に関する条例 新旧対照表（第2条による改正）

現行	改正案
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条第1項</u>に規定する条件付採用になっている職員（市長が規則で定める職員を除く。）</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条</u>に規定する条件付採用になっている職員（市長が規則で定める職員を除く。）</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>3 略</p>

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 新旧対照表（第3条による改正）

現行	改正案
<p>(臨時又は非常勤の職員の勤務時間等)</p> <p>第19条 <u>臨時又は非常勤の職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）</u>の勤務時間、休日及び休暇については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して規則で定める。</p>	<p>(会計年度任用職員<u> </u>の勤務時間等)</p> <p>第19条 <u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員</u><u> </u>の勤務時間、休日及び休暇については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して規則で定める。</p>

奈良市職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表（第4条による改正）

現行	改正案
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 奈良市一般職の職員の給与に関する条例第25条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員_____のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、育児休業法第4条第2項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員_____が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として市長が規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 奈良市一般職の職員の給与に関する条例第25条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)_のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、育児休業法第4条第2項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)_が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として市長が規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>

職員の分限に関する基準、手続及び効果に関する条例 新旧対照表（第5条による改正）

現行	改正案
<p>(休職及び降給の効果)</p> <p>第4条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、いずれも3年を<u>こえない</u>範囲内において、それぞれ個々の場合について、任命権者が定める。この休職の期間が3年に満たない場合においては、休職にした日から引き続き3年を<u>こえない</u>範囲内において、これを更新することができる。</p> <p>2 第2条の規定に該当する場合の休職の期間は、3年を<u>こえない</u>範囲内において、必要に応じ個々の場合について、任命権者が定める。ただし、特別の事由がある場合においては、3年を<u>こえて</u>、これを更新することができる。</p> <p>3 任命権者は、前2項の規定による休職の期間中であつても、その事故が消滅したと認められるときは、<u>すみやかに</u>復職を命じなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>(条件付採用期間中の職員等の特例)</p> <p>第6条 略</p>	<p>(休職及び降給の効果)</p> <p>第4条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、いずれも3年を<u>超えない</u>範囲内において、それぞれ個々の場合について、任命権者が定める。この休職の期間が3年に満たない場合においては、休職にした日から引き続き3年を<u>超えない</u>範囲内において、これを更新することができる。</p> <p>2 第2条の規定に該当する場合の休職の期間は、3年を<u>超えない</u>範囲内において、必要に応じ個々の場合について、任命権者が定める。ただし、特別の事由がある場合においては、3年を<u>超えて</u>、これを更新することができる。</p> <p>3 任命権者は、前2項の規定による休職の期間中であつても、その事故が消滅したと認められるときは、<u>速やかに</u>復職を命じなければならない。</p> <p>4 略</p> <p><u>5 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない」とあるのは「法第22条の2第2項の規定により任命権者が定める任期の」と、「3年に」とあるのは「法第22条の2第2項の規定により任命権者が定める任期に」とする。</u></p> <p><u>6 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「3年を超えない」とあるのは「法第22条の2第2項の規定により任命権者が定める任期の」と、「3年を超えて」とあるのは「同項の規定により任命権者が定める任期の範囲内において」とする。</u></p> <p>(条件付採用期間中の職員等の特例)</p> <p>第6条 略</p>

現行	改正案
2 臨時的に任用された職員は、法第28条第1項各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合又は法第22条第5項若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項に規定する臨時任用の事由がなくなつた場合には、いつでも免職することができる。	2 臨時的に任用された職員は、法第28条第1項各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合又は法第22条の3第4項若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項に規定する臨時任用の事由がなくなつた場合には、いつでも免職することができる。

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例 新旧対照表（第6条による改正）

現行	改正案
<p>(減給の効果)</p> <p>第5条 減給は、1日以上6箇月以内とし、給料_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____の月額¹⁰/₁₀₀以内とする。</p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第5条 減給は、1日以上6箇月以内とし、給料(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額(奈良市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年奈良市条例第21号)第17条に規定する時間外勤務手当、第18条に規定する休日勤務手当、第19条に規定する夜間勤務手当及び第21条に規定する宿日直手当に相当する額を除く。)))の月額¹⁰/₁₀₀以内とする。</p>

奈良市報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表（第7条による改正）

現行	改正案
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第2項及び第4項の規定に基づき、非常勤の職員_____に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第2項及び第5項の規定に基づき、非常勤の職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。</u>）に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めることを目的とする。</p>

奈良市職員の退職手当に関する条例 新旧対照表（第8条による改正）

現行	改正案
<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号）の適用を受ける職員で常時勤務に服することを要するもの（<u>臨時職員、地方公務員法</u>（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された者及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項又は奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成24年奈良市条例第9号）第2条の3の規定により任期を定めて採用された者を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。</p>	<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号）の適用を受ける職員で常時勤務に服することを要するもの（<u>地方公務員法</u>（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された者及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項又は奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成24年奈良市条例第9号）第2条の3の規定により任期を定めて採用された者を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。</p>

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市手数料条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和元年政令第12号） 	4 制定改廃の概要	<p>1. 貯蔵所（消防法第11条第1項前段の規定に基づく浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所）の設置の許可の申請に係る審査手数料の一部について、貯蔵最大数量に応じ10,000円引き上げる。（別表第79項関係）</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、地方公共団体の手数料の額の標準が引き上げられるため、所要の改正を行う。 		
5 施行期日	公布の日	所管部課	消防局 予防課

奈良市手数料条例 新旧対照表

現行				改正案					
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）					
番号	名称	事務		金額	番号	名称	事務		金額
略	略	略		略	略	略	略		略
79	貯蔵所の設置 許可申請手数料	略	略	略	79	貯蔵所の設置 許可申請手数料	略	略	略
		消防法第11条第1 項前段の規定に基 づく浮き屋根式特 定屋外タンク貯蔵 所及び浮き蓋付特 定屋外タンク貯蔵 所の設置の許可の 申請に対する審査	危険物の貯蔵最大数量 が10,000キ ロリットル 以上50,000 キロリットル未満の場合	1件につき <u>1,580,000円</u>			消防法第11条第1 項前段の規定に基 づく浮き屋根式特 定屋外タンク貯蔵 所及び浮き蓋付特 定屋外タンク貯蔵 所の設置の許可の 申請に対する審査	危険物の貯蔵最大数量 が10,000キ ロリットル 以上50,000 キロリットル未満の場合	1件につき <u>1,590,000円</u>
			危険物の貯蔵最大数量 が50,000キ ロリットル 以上100,000 キロリットル未満の場合	1件につき <u>1,940,000円</u>				危険物の貯蔵最大数量 が50,000キ ロリットル 以上100,000 キロリットル未満の場合	1件につき <u>1,950,000円</u>
			危険物の貯蔵最大数量 が100,000キ ロリットル 以上200,000 キロリットル未満の場合	1件につき <u>2,260,000円</u>				危険物の貯蔵最大数量 が100,000キ ロリットル 以上200,000 キロリットル未満の場合	1件につき <u>2,270,000円</u>

現行					改正案				
			合				合		
略	略	略		略	略	略		略	
備考 略					備考 略				

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市立こども園設置条例等の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	<p>1. 奈良市立こども園設置条例の一部改正（第1条による改正） 鶴舞こども園の項を削る。（条例第2条の表関係）</p> <p>2. 奈良市立保育所設置条例の一部改正（第2条による改正） 右京保育園の項を削る。（条例第2条の表関係）</p> <p>3. 奈良市立学校設置条例の一部改正（第3条による改正） 平城西幼稚園の項を削る。（条例第2条の表関係）</p>
3 制定改廃の理由	<p>・奈良市幼保再編基本計画及び実施計画に基づき、本市の取組として次のとおり再編するため。</p> <p>(1) 鶴舞こども園を民間移管し、公私連携幼保連携型認定こども園へ移行する。</p> <p>(2) 右京保育園を民間移管し、公私連携幼保連携型認定こども園へ移行する。</p> <p>(3) 現在休園中の平城西幼稚園を平城こども園に統合する。</p>		
5 施行期日	令和2年4月1日	所管部課	子ども未来部 子ども政策課

奈良市立こども園設置条例 新旧対照表（第1条による改正）

現行			改正案		
（名称、位置及び定員） 第2条 こども園の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。			（名称、位置及び定員） 第2条 こども園の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。		
名称	位置	定員	名称	位置	定員
略	略	略	略	略	略
奈良市立神功こども園	奈良市神功四丁目13番地の1・奈良市神功四丁目25番地の3	230人	奈良市立神功こども園	奈良市神功四丁目13番地の1・奈良市神功四丁目25番地の3	230人
奈良市立鶴舞こども園	奈良市鶴舞東町2番1号	70人			
奈良市立若草こども園	奈良市川上町493番地の1	130人	奈良市立若草こども園	奈良市川上町493番地の1	130人
略	略	略	略	略	略

奈良市立保育所設置条例 新旧対照表（第2条による改正）

現行			改正案		
(名称、位置及び保育定員) 第2条 保育所の名称、位置及び保育定員は、次のとおりとする。			(名称、位置及び保育定員) 第2条 保育所の名称、位置及び保育定員は、次のとおりとする。		
名称	位置	保育定員	名称	位置	保育定員
略	略	略	略	略	略
大宮保育園	奈良市三条大宮町3番8号	200人	大宮保育園	奈良市三条大宮町3番8号	200人
右京保育園	奈良市右京五丁目1番地の1	200人			
京西保育園	奈良市六条西一丁目3番43-1号	160人	京西保育園	奈良市六条西一丁目3番43-1号	160人
略	略	略	略	略	略

奈良市立学校設置条例 新旧対照表（第3条による改正）

現行			改正案		
(名称及び位置) 第2条 小学校、中学校、高等学校及び幼稚園の名称及び位置は、次のとおりとする。			(名称及び位置) 第2条 小学校、中学校、高等学校及び幼稚園の名称及び位置は、次のとおりとする。		
種別	名称	位置	種別	名称	位置
略	略	略	略	略	略
幼稚園	略	略	幼稚園	略	略
	奈良市立富雄第三幼稚園	奈良市帝塚山南二丁目 11 番 2 号		奈良市立富雄第三幼稚園	奈良市帝塚山南二丁目 11 番 2 号
	奈良市立平城西幼稚園	奈良市東登美ヶ丘三丁目 1, 168 番地			
	奈良市立大安寺西幼稚園	奈良市大安寺西一丁目 348 番地		奈良市立大安寺西幼稚園	奈良市大安寺西一丁目 348 番地
略	略	略	略	略	

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市立保育所設置条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	1. 三笠保育園の項中「奈良市西之阪町9番地」を「奈良市西之阪町5番地の1」に、「120人」を「160人」に改める。（第2条の表関係）
3 制定改廃の理由	・三笠保育園の移転（大宮児童館との複合化）のため。		
5 施行期日	規則で定める日	所管部課	子ども未来部 保育総務課

奈良市立保育所設置条例 新旧対照表

現行			改正案		
(名称、位置及び保育定員)			(名称、位置及び保育定員)		
第2条 保育所の名称、位置及び保育定員は、次のとおりとする。			第2条 保育所の名称、位置及び保育定員は、次のとおりとする。		
名称	位置	保育定員	名称	位置	保育定員
三笠保育園	奈良市西之阪町9番地	120人	三笠保育園	奈良市西之阪町5番地の1	160人
略	略	略	略	略	略

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号） 	4 制定改廃の概要	1. 法改正に伴い、条例中の用語の改正を行う。 (1)「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。 (2)「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援法の一部改正により、法の用語が改正されたため。 		
5 施行期日	公布の日	所管部課	子ども未来部 保育所・幼稚園課

奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づく子どものための教育・保育給付（法附則第6条第1項の規定による保育費用の支払を含む。）に係る<u>支給認定保護者</u>又は扶養義務者が負担すべき費用（以下「利用者負担額」という。）その他市が設置する特定教育・保育施設の利用料等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(利用者負担額)</p> <p>第3条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に規定する<u>支給認定保護者</u>の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額は、それぞれ当該規定の政令で定める額を限度として、規則で定める。</p> <p>2 略</p> <p>(利用者負担額の徴収)</p> <p>第4条 市長は、市が設置する特定教育・保育施設又は市が実施する特定地域型保育事業において、子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を受けた<u>支給認定子ども</u>の<u>支給認定保護者</u>又は扶養義務者から、前条第1項に定める額を徴収する。</p> <p>2 市長は、法附則第6条第4項の規定により、同条第1項に規定する特定保育所から保育を受けた保育認定子どもの<u>支給認定保護者</u>又は扶養義務者から前条第2項に定める額を徴収する。</p> <p>(延長保育)</p> <p>第5条 市長は、市が設置する特定教育・保育施設において、規則に定めるところにより実施する延長保育を受けた<u>支給認定子ども</u>の<u>支給認定保護者</u>又は扶養義務者から規則に定める延長保育の利用料を徴収</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づく子どものための教育・保育給付（法附則第6条第1項の規定による保育費用の支払を含む。）に係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>又は扶養義務者が負担すべき費用（以下「利用者負担額」という。）その他市が設置する特定教育・保育施設の利用料等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(利用者負担額)</p> <p>第3条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に規定する<u>教育・保育給付認定保護者</u>の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額は、それぞれ当該規定の政令で定める額を限度として、規則で定める。</p> <p>2 略</p> <p>(利用者負担額の徴収)</p> <p>第4条 市長は、市が設置する特定教育・保育施設又は市が実施する特定地域型保育事業において、子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を受けた<u>教育・保育給付認定子ども</u>の<u>教育・保育給付認定保護者</u>又は扶養義務者から、前条第1項に定める額を徴収する。</p> <p>2 市長は、法附則第6条第4項の規定により、同条第1項に規定する特定保育所から保育を受けた保育認定子どもの<u>教育・保育給付認定保護者</u>又は扶養義務者から前条第2項に定める額を徴収する。</p> <p>(延長保育)</p> <p>第5条 市長は、市が設置する特定教育・保育施設において、規則に定めるところにより実施する延長保育を受けた<u>教育・保育給付認定子ども</u>の<u>教育・保育給付認定保護者</u>又は扶養義務者から規則に定める延長保育の利用料を徴収</p>

現行	改正案
<p>する。 (一時預かり)</p> <p>第6条 市長は、市が設置する特定教育・保育施設において、規則に定めるところにより実施する一時預かりを受けた<u>支給認定子ども</u>の<u>支給認定保護者</u>又は扶養義務者から規則に定める一時預かりの利用料を徴収する。 (利用者負担額の減免)</p> <p>第7条 市長は、<u>支給認定保護者</u>又は扶養義務者が失業、疾病等により利用者負担額の支払が困難と認めるときその他特に必要と認めるときは、第4条の規定により徴収すべき利用者負担額を減免することができる。</p> <p>附 則</p> <p>1 略 (法附則第9条第1項の適用がある間の利用者負担額の経過措置)</p> <p>2 法附則第9条第1項の適用を受ける間、同項第1号イ、第2号イ(1)及びロ(1)並びに第3号イ(1)及びロ(1)に規定する<u>支給認定保護者</u>の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額は、それぞれ当該規定の政令で定める額を限度として、規則で定める。</p> <p>3～5 略</p>	<p>する。 (一時預かり)</p> <p>第6条 市長は、市が設置する特定教育・保育施設において、規則に定めるところにより実施する一時預かりを受けた<u>教育・保育給付認定子どもの教育・保育給付認定保護者</u>又は扶養義務者から規則に定める一時預かりの利用料を徴収する。 (利用者負担額の減免)</p> <p>第7条 市長は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>又は扶養義務者が失業、疾病等により利用者負担額の支払が困難と認めるときその他特に必要と認めるときは、第4条の規定により徴収すべき利用者負担額を減免することができる。</p> <p>附 則</p> <p>1 略 (法附則第9条第1項の適用がある間の利用者負担額の経過措置)</p> <p>2 法附則第9条第1項の適用を受ける間、同項第1号イ、第2号イ(1)及びロ(1)並びに第3号イ(1)及びロ(1)に規定する<u>教育・保育給付認定保護者</u>の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額は、それぞれ当該規定の政令で定める額を限度として、規則で定める。</p> <p>3～5 略</p>

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第49号） ・「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の運営上の取扱いについて」の一部改正について（平成31年4月1日付0401第8号厚生労働省子ども家庭局長通知） 	4 制定改廃の概要	<p>1. 連携施設の確保の例外について（第7条関係） 家庭的保育事業者等による卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難であると市が認める場合は、連携施設の確保をしないことができる。ただし、企業主導型保育事業に係る施設又は地方自治体が運営費支援等を行っている認可外保育施設（定員が20人以上）であって、市が適当と認めるものを適切に確保しなければならない。</p> <p>2. 連携施設に関する特例（第46条関係） 満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所で、市が適当と認めるものについては、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保をしないことができる。</p> <p>3. 食事の提供の経過措置（附則第3項関係） 家庭的保育者の居宅以外で保育を提供している家庭的保育事業については、自園調理への移行に向けた努力義務を課しつつ、自園調理の原則の適用を猶予する経過措置の期間を10年とする。</p> <p>4. 連携施設に関する経過措置（附則第4項関係） 家庭的保育事業者等（上記2を除く）は、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める場合は、経過措置の期限をさらに5年間延長する。</p> <p>5. その他所要の文言整理</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。 		
5 施行期日	公布の日	所管部課	子ども未来部 保育所・幼稚園課

現行	改正案
<p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、<u>乳幼児</u>の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第24条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第3項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。） （職員）</p> <p>第24条 略</p> <p>2 家庭的保育者は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。 （1） 略 （2） 法第18条の5各号及び<u>法第34条の20第1項第4号</u>のいずれにも該当しない者</p> <p>3・4 略 （居宅訪問型保育事業）</p> <p>第38条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。 （1） 略 （2） 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育 （3）～（5） 略 （連携施設に関する特例）</p>	<p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、<u>利用乳幼児</u>の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第24条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。_____。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。） （職員）</p> <p>第24条 略</p> <p>2 家庭的保育者は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。 （1） 略 （2） 法第18条の5各号及び<u>法第34条の20第1項第3号</u>のいずれにも該当しない者</p> <p>3・4 略 （居宅訪問型保育事業）</p> <p>第38条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。 （1） 略 （2） 子ども・子育て支援法_____第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育 （3）～（5） 略 （連携施設に関する特例）</p>

現行	改正案
<p>第46条 略</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (食事の提供の経過措置)</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業(第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。)の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第16条、第23条第4号(調理設備に係る部分に限る。)及び第24条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第3条に規定する利用乳幼児への食事の提供を同条に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法(第11条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。 (連携施設に関する経過措置)</p> <p>4 家庭的保育事業者等_____は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第7条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことがで</p>	<p>第46条 略</p> <p>2 <u>保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの(附則第4項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)</u>については、<u>第7条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。</u></p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (食事の提供の経過措置)</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業_____の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第16条、第23条第4号(調理設備に係る部分に限る。)及び第24条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第3条に規定する利用乳幼児への食事の提供を同条に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法(第11条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。 (連携施設に関する経過措置)</p> <p>4 家庭的保育事業者等<u>(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)</u>は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第7条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことがで</p>

現行	改正案
きる。 5・6 略	きる。 5・6 略

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（全部改正）		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号） ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第7号） ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第8号） 	4 制定改廃の概要	<p>1. 基準府令の一部改正に伴う規定の整備（基準府令の改正内容）</p> <p>(1) 特定地域型保育事業の連携施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替保育の提供先としての小規模保育事業A型等の追加 ・卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保義務の緩和 ・満3歳以上を受け入れている保育所型事業所内保育事業所の連携施設の確保免除 ・経過措置の5年延長 <p>(2) 食事の提供に要する費用の取扱いの変更</p> <p>(3) 法改正に伴う所要の文言改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。 <p>2. 条例の構造の変更</p> <p>本市の独自基準を列挙するとともに、基準府令どおりの基準とする部分については基準府令を引用する旨の規定を置く形に改める。</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援法の一部改正及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、本市の基準を定める条例について所要の改正を行う。 ・併せて、本市独自基準の明確化の観点から、条例の構造を、基準府令を引用する方式に改める。 		
5 施行期日	公布の日	所管部課	子ども未来部 保育所・幼稚園課

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市老人憩の家条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃 の根拠法令、 関係通達等		4 制定改廃 の概要	1. 第2条の表から奈良市西之阪老人憩の家の項を削る。
3 制定改廃 の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域施設の再編に伴い、西之阪老人憩の家を廃止するため。 		
5 施行期日	公布の日	所管部課	福祉部 長寿福祉課

奈良市老人憩の家条例 新旧対照表

現行		改正案	
(名称及び位置)		(名称及び位置)	
第2条 憩の家の名称及び位置は、次のとおりとする。		第2条 憩の家の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
略	略	略	略
奈良市梅園老人憩の家	奈良市紀寺町568番地の7	奈良市梅園老人憩の家	奈良市紀寺町568番地の7
奈良市西之阪老人憩の家	奈良市西之阪町5番地の1		
奈良市畑中老人憩の家	奈良市畑中町4番地の4	奈良市畑中老人憩の家	奈良市畑中町4番地の4
略	略	略	略

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市歴史的建築物の建築基準法適用除外に関する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法（昭和25年法律第201号） 	4 制定改廃の概要	<p>1. 条例の適用となる建築物について（第2条関係） 対象建築物は、登録有形文化財、歴史的風致形成建造物、景観重要建造物、県指定有形文化財、指定文化財及び伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物とする。</p> <p>2. 保存活用計画について（第3条関係） 条例を適用させる対象建築物について、保存及び活用に係る計画を策定し、市長に提出しなければならない。</p> <p>3. 保存建築物の登録について（第3条、第4条関係） 対象建築物の所有者は、保存活用計画とともに申請する。登録にあたり、市長は、奈良市建築審査会の意見を聴き、同意を得なければならない。</p> <p>4. 現状変更の規制について（第7条、第8条関係） 登録された対象建築物（以下「保存建築物」という。）の現状変更を行うには、市長の許可を得て、完了検査を受けなければならない。</p> <p>5. 保存のための措置について（第9条、第10条関係） 保存建築物の所有者は、保存活用計画に従い、適切に保存活用を図るとともに、市長に対し、定期的に維持管理の報告を提出しなければならない。</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史的、文化的な価値を有する歴史的建築物を保存し、その活用を図るために行う改修について、現行の建築基準に適合させることが難しい場合に、建築基準法の規定に基づきその適用を除外するため。 		
5 施行期日	令和2年4月1日	所管部課	都市整備部 建築指導課、観光経済部 奈良町にぎわい課

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号） 	4 制定改廃の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（フルタイム会計年度任用職員）の給与及び適用除外の規定を加える。（第18条関係） 2. 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（パートタイム会計年度任用職員）の給与及び適用除外の規定を加える。（第19条関係）
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、会計年度任用職員の任用等に関する上記法改正が行われ、会計年度任用職員制度を導入することに伴い、その給与等について所要の整備を行うもの。 		
5 施行期日	令和2年4月1日	所管部課	企業局 経営部 経営企画課

奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(給与の種類)</p>	<p>(給与の種類)</p>
<p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員</p>	<p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法</p>
<p>_____ (以下「職員」という。)の 給与の種類は、給料及び手当とする。</p>	<p>第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「職員」という。)の 給与の種類は、給料及び手当とする。</p>
<p>2・3 略</p>	<p>2・3 略</p>
<p>(臨時又は非常勤の企業職員の給与)</p>	<p>(_____非常勤の企業職員の給与)</p>
<p>第17条 臨時又は非常勤の企業職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者</p>	<p>第17条 _____非常勤の企業職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者及び同法第22条の2第1項に規定する会計年度</p>
<p>_____を除く。)については、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲 内で給与を支給する。</p>	<p>任用職員を除く。)については、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲 内で給与を支給する。</p>
<p>(再任用職員についての適用除外)</p>	<p>(再任用職員についての適用除外)</p>
<p>第18条 略</p>	<p>第18条 略</p>
	<p>(会計年度任用職員の給与)</p>
	<p>第19条 第2条第1項及び第3項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の</p>
	<p>2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用</p>
	<p>職員」という。)の給与の種類は、給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日</p>
	<p>勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とする。</p>
	<p>2 フルタイム会計年度任用職員には、第3条第2項及び第3項、第3条の2</p>
	<p>から第5条の3まで、第6条の2、第7条、第10条の2、第12条、第13条、</p>
	<p>第14条第2項第4号、第15条、第16条の2並びに第16条の3の規定は、適用</p>
	<p>しない。</p>
	<p>3 フルタイム会計年度任用職員に対する第16条の規定の適用については、同</p>
	<p>条ただし書中「期末手当及び勤勉手当」とあるのは、「期末手当」とする。</p>
	<p>第20条 第2条第1項及び第3項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の</p>

現行	改正案
<p>(委任規定) 第19条 略</p>	<p><u>2 第1項第1号に掲げる会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の給与の種類は、給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として管理者が定める者及び従事する業務の性質等を考慮して管理者が定める者については、期末手当を除く。）とする。</u></p> <p><u>2 パートタイム会計年度任用職員には、第3条第2項及び第3項、第3条の2から第5条の3まで、第6条の2、第7条、第10条の2、第12条、第13条、第14条第2項第4号、第15条、第16条の2並びに第16条の3の規定は、適用しない。</u></p> <p><u>3 パートタイム会計年度任用職員に対する第16条の規定の適用については、同条ただし書中「期末手当及び勤勉手当」とあるのは、「期末手当」とする。</u></p> <p>(委任規定) 第21条 略</p>

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市水道事業給水条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> 水道法の一部を改正する法律（平成30年法律第92号） 	4 制定改廃の概要	1. 指定給水装置工事事業者の手数料に指定更新手数料を加える。（第32条、別表第1関係）
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> 水道法の一部改正により、指定給水装置工事事業者の指定に5年ごとの更新制が導入されることに伴い、指定更新手数料に係る規定を整備するため。 		
5 施行期日	公布の日	所管部課	企業局 事業部 給排水課

奈良市水道事業給水条例 新旧対照表

現行	改正案																		
<p>(手数料)</p> <p>第32条 次に掲げる者は、別表第1に定める額の手数料を管理者が定める納期限までに納入しなければならない。</p> <p>(1) 第12条第1項の指定を受ける者</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>同項第4号</u>に掲げる者が納入する別表第1に掲げる証明手数料は、申請又は請求の際、納入しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるものについては、この限りでない。</p> <p>3 略</p> <p>別表第1 (第11条、第32条関係)</p> <p>1 指定給水装置工事事業者指定手数料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1件につき</td> <td style="text-align: center;">10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 設計審査手数料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>3 工事検査手数料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>4 証明手数料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	単 位	金 額	1件につき	10,000円	略	略	略	<p>(手数料)</p> <p>第32条 次に掲げる者は、別表第1に定める額の手数料を管理者が定める納期限までに納入しなければならない。</p> <p>(1) 第12条第1項の指定を受ける者<u>(次号に掲げる者を除く。)</u></p> <p>(2) <u>法第25条の3の2第1項の指定の更新を受ける者</u></p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>同項第5号</u>に掲げる者が納入する別表第1に掲げる証明手数料は、申請又は請求の際、納入しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるものについては、この限りでない。</p> <p>3 略</p> <p>別表第1 (第11条、第32条関係)</p> <p>1 指定給水装置工事事業者指定手数料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1件につき</td> <td style="text-align: center;">10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 <u>指定給水装置工事事業者指定更新手数料</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1件につき</td> <td style="text-align: center;">10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 設計審査手数料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>4 工事検査手数料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>5 証明手数料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	単 位	金 額	1件につき	10,000円	単 位	金 額	1件につき	10,000円	略	略	略
単 位	金 額																		
1件につき	10,000円																		
略																			
略																			
略																			
単 位	金 額																		
1件につき	10,000円																		
単 位	金 額																		
1件につき	10,000円																		
略																			
略																			
略																			